



豊地エリアの地権者の皆様を対象に、事業及び土地単価等に関する説明会を開催しました。

説明会の概要

日 時：平成30年9月4日（火）19時00分～20時05分

場 所：静岡市農業協同組合 千代田支店 2F 会議室

対 象：豊地エリアの地権者の皆様等（対象者91名）

出席者：38名 ※代理人の出席を含む



説明会の様子

説明会のポイント

- ① 物件調査は10月から、個別訪問については10月中旬からを予定している。
- ② 地権者の皆様の協力を得て、平成31年6月30日までに、全ての用地を買収したい。
- ③ 個別訪問は、静岡土木事務所のほか、静岡県土地開発公社の職員も行う。
- ④ 豊地エリアの標準地の土地単価は、50,900円/m²（167,970円/坪）。
- ⑤ エリア内における分布状況は、標準地を100とすると、極端に狭い土地を除けば95～104。

質疑応答（意見交換）等の内容を、次ページ以降の問答集にまとめました。

豊地エリア地権者説明会 問答集

Q1. 用地買収のスケジュールは、どのようになりますか。

10月から物件調査、10月中旬から個別訪問を予定しています。

買収順序は、物件移転補償の有無、相続の有無、仮登記、抵当権等の設定状況といった点も考慮して決めてまいります。

平成31年6月30日までに、全ての用地を買収したいと考えていますので、買収に応じる意思のある方は、稲の苗の購入など、来年の作付けの準備はしないようにお願いします。

なお、個別訪問は、静岡土木事務所のほか、静岡県土地開発公社の職員も行います。

Q2. 標準地 100 は、具体的には、どのあたりですか。

標準地は、豊地エリア内にある農地で、幅員3mの道路に接しており、面積1,000㎡程度の整形な耕作田を標準地としています。

標準地の具体的な場所の説明は、特定した個人の買収価格を公表することになるため、控えさせていただいておりますが、豊地エリアの中央の道路を入ったところになります。

標準地の単価は、50,900円/㎡（167,970円/坪）です。

買収単価は、毎年7月1日に見直しを行っており、この単価は平成31年6月30日までに契約をしていただいた場合の単価です。

エリア内における分布状況は、標準地を100とすると、極端に狭い土地を除けば95～104で、上下の差はほとんどありません。

Q3. 買収面積について、土地改良事業で確定した面積で行うということですが、私たちが税金(固定資産税)を支払っている面積と同じですか。

土地改良事業で確定した面積とは、現在、不動産登記簿上に登記されている面積です。

固定資産税は、不動産登記簿に記載された面積で課税されますので、皆様が税金を納めている面積が、今回の買収面積となります。

Q4. 加藤島に設置する越流堤の位置を変えられないか。また越流堤の設置でこれまで田んぼまで行っていた道が変わってしまうのが心配。軽トラックは越流堤の上を走行できるのか。

越流堤は、洪水時、遊水地内に水を引き込み河川の水位を下げる施設であるため、遊水地の機能として一番効果がある箇所へ設置する計画としており、加藤島から位置を変えることはできません。

加藤島の代わりに豊地に越流堤が設置できないかというお話がありました。巴川を挟んで豊地の反対側に麻機遊水地第3工区があり、すでに越流堤が設置されていることから、加藤島が最適であると考えます。

また、越流堤の構造は、アスファルトで舗装された道路とは違い、コンクリートブロック等で整備する計画であり、すでに整備済みの他の遊水池と同様、車の走行を前提とした道路としての整備は行いません。

安全性を確保する観点からも、周辺道路の利用をお願いします。

具体的な整備方法等につきましては、改めて説明に伺います。

Q5. 工区内外の田畑へアクセスする道路の整備を麻機遊水地の整備と同時に進めてもらいたい。

道路計画につきましては、道路管理者である静岡市が検討しているため、静岡市と協力・相談しながら、計画を進めていきたいと思っています。

具体的な計画につきましては、改めて説明に伺います。

Q6. 引越しを予定していますが、住所や電話番号(携帯)が変わる場合、どこに連絡したらよいですか。

用地・物件移転補償に関して連絡をすることがありますので、静岡土木事務所用地課 電話：054-286-9311 まで、御連絡をお願いします。

～ お 願 い ～

今後も、皆様と確実に連絡を取るため、

- ・宛先あるいは氏名に誤りのある方
- ・住所を変更された方
- ・土地などの名義を変更された方

は、誠に恐縮ですが、下記の間合せ先（用地課）までご連絡をお願いします。

また、次に該当する方につきましては、関係する権利者の方と、十分連絡を取り合っているように、重ねてお願い申し上げます。

- ・登記名義の方が亡くなられて、相続人が複数おられる方
- ・仮登記や抵当権等の担保が設定されている方
- ・共有名義の方

本事業に関して、御不明な点、御質問等がございましたら、下記まで御連絡ください。

【発行・問合せ先】

〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町 2 番 20 号
静岡総合庁舎内 静岡土木事務所

●事業全般に関すること

河川改良課：TEL：054-286-9364 FAX：054-286-9398
E-mail：shizudo-kasen@pref.shizuoka.lg.jp

●用地・物件移転補償に関すること

用地課：TEL：054-286-9311 FAX：054-286-9375
E-mail：shizudo-youchi@pref.shizuoka.lg.jp

